

① 令和6年10月から児童手当制度が変わります

令和6年10月分(12月支給分)より、児童手当法の改正による制度改正(拡充)が行われます。改正により、新たに受給する方や、手当が増額となる方は、申請が必要な場合があります。制度改正の内容は以下の通りです。

◆制度改正(拡充)の内容

①支給対象となる児童の年齢を中学生年代から高校生年代までに延長

※中学生年代：15歳到達後の最初の年度末まで 高校生年代：18歳到達後の最初の年度末まで

②支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校生年代まで	10,000円（第3子以降は30,000円）



③所得制限の撤廃 主たる生計維持者の所得に関係なく、児童手当が支給されます。

④多子加算にカウントする対象年齢を、18歳到達後の最初の年度末までから22歳到達後の最初の年度末までに延長（大学生年代の子を監護相当・維持している場合に該当）。

⑤支給時期 児童手当は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月(偶数月)に、それぞれの前月分まで(2カ月分)を支給します。

例) 12月の支給日には、10月・11月分の児童手当を支給します。

◆申請が必要な方

新たに申請が必要な方には、9月中に申請書類を発送しています。万が一通知が届いていない場合で下記に該当すると思われる方はご連絡ください。

①高校生年代の児童(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)のみを養育しており、現在児童手当を受給していない方。

②所得が上限を超えてることにより、現在児童手当の支給対象外になっている方。

③児童手当・特例給付を受給中で大学生年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の子がおり、全員で3人以上の子(大学生年代以上の子は除く)を養育する方。

※受給資格者が公務員の場合は、勤務先での手続きとなります。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

① 令和6年度コミュニティ助成事業を実施しました

一般社団法人自治総合センターでは、宝くじの収益を財源に社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の整備へ助成を行っています。地域活動の充実や強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的として事業を実施し、今回、蟻川地区が夏祭りに必要となる「組立て式アルミ制やぐら」を購入し、コミュニティ助成事業を活用しました。



○お問い合わせ

本庁 企画調整室 地域振興係 ☎43-2177